

# 【酵素フード協会の2017年度活動重点テーマ】

- 1) エリア認定校数の拡大
- 2) 全国の認定講師の講座開講率のアップ
- 3) 地域内の認定講師間協力による酵素フード協会ネットワークの強化

今年度は酵素フード協会の資格制度をシンプルに解り易くするための改訂と、エリア拠点として活動を展開する「認定校」を増やすことを重点テーマに位置付けます。さらにそれを実現するために、制度改定を行い4月1日より実施します。

## □ 2017年度酵素フード協会資格制度改定の骨子

- ①講座の開講制度の見直し改訂
- ②『シスター制度(仮称)』の導入 ~メンター制度の実施~
- ③メンターである認定校のインセンティブ制を実施
- ④メンターである認定校の講座収益率の拡充
- ⑤メンターである認定校のイベント開催をサポート

## □ 2017年度実施企画

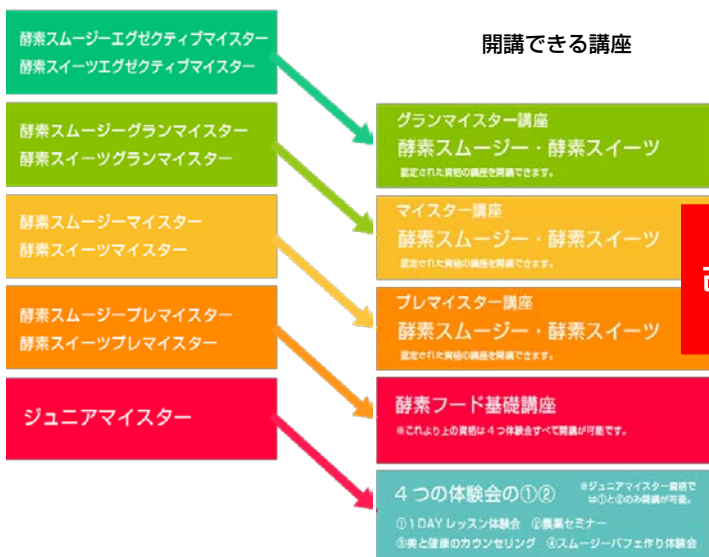
- ①「ビジネスセット」の受付開始  
酵素フード協会の講座をまとめて申し込むと費用が安くなるセットプラン
- ②メンター制度支援のための4月~6月末期間限定キャンペーン実施

# 【①講座開講制度の2017年度見直し改定】

2017年4月から資格認定した講座を開講できるようになります。

## 旧資格制度

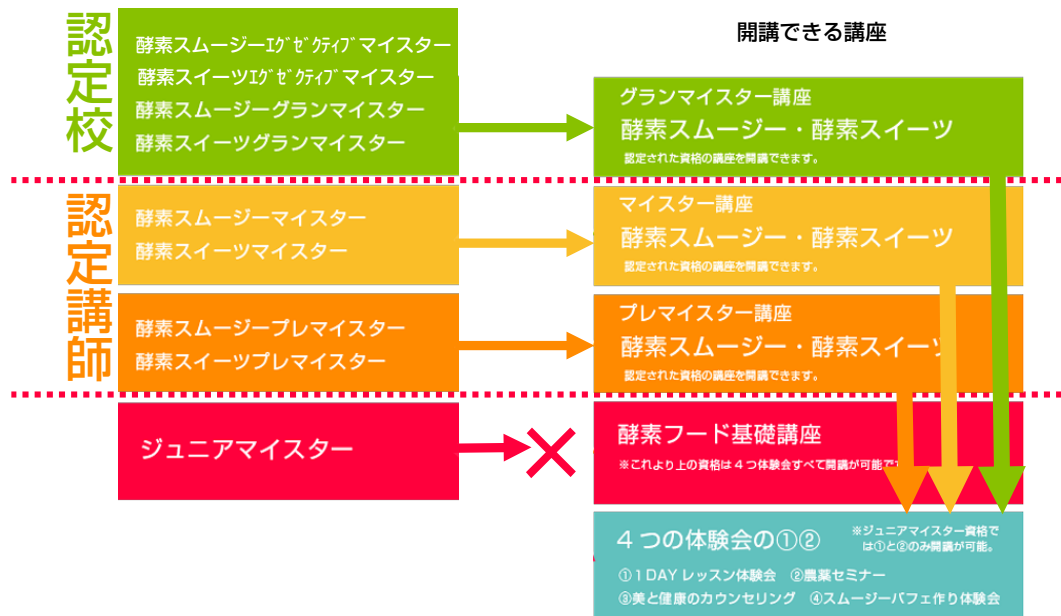
取得した講座資格



改訂後

## 2017年度制度改定後

受講し資格を取得した講座



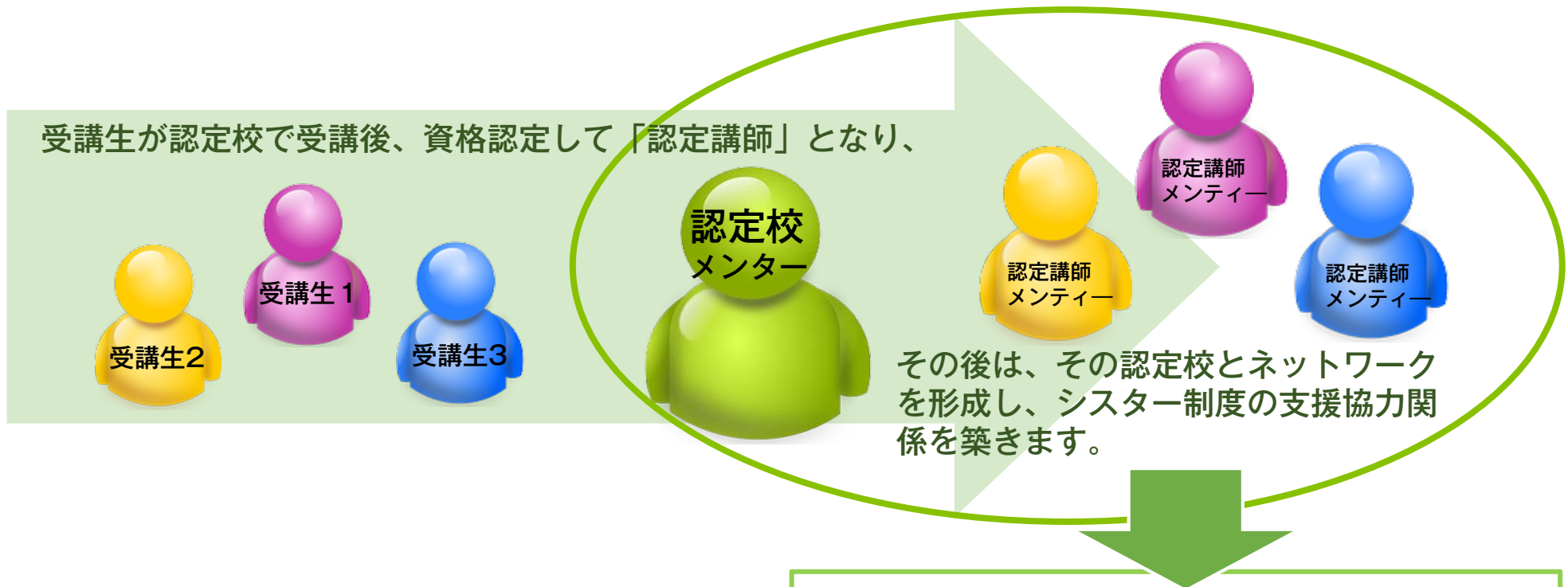
### 【2017年度改定後の新たな制度変更点】

- ①講座開講ができるのは、プレマイスター資格取得者以上となり、ジュニアマイスター資格者は、講座開講ならびに体験会の開催は出来なくなります。
- ②エグゼクティブマイスターとグランマイスターは、「認定校」として一つに統合し、マイスター以下の資格所持者の称号も「認定講師」として統一します。※ジュニアマイスター資格者は「認定講師」称号は付きません。

## 【②「シスター制度(仮称)」の導入】 ※エリア認定校によるメンター制度を実施します。今後協会では、「シスター制度」と呼びます。

以下、シスター制度のメンターとは認定校、メンティーは認定講師のことです。

豊富な知識や開講経験豊かな認定校(メンター)の下で受講し、認定講師となった人(メンティー)が、自立して地域で講座を開講できるようになるまで、認定校(メンター)は協会本部と連携して、認定講師(メンティー)へのアドバイスや協力を実施する。



### 留意点

何らかの理由で、認定校(メンター)が認定講師(メンティー)への指導・協力ができないという申し出があった場合は、協会本部がその認定講師(メンティー)を引き継ぎます。その場合インセンティブの適用外となります。

また、認定講師(メンティー)も、認定校(メンター)を変更することができます。変更する場合は、「[メンター変更申請書](#)」を協会本部に提出して認可が必要となります。

### 【メンター制度による認定校の認定講師への支援協力について】

1. 講座の開講準備に関する質問・問い合わせ対応
2. 講座の進行方法に対する問い合わせ対応やアドバイスの実施
3. 地域イベントや勉強会の共同開催などによる交流・協力の促進
4. 協会本部からのお知らせや案内に関する周知・共有を行う。

## 【③メンティの開講に対するメンター認定校へのインセンティブ実施】

※インセンティブ実施は、4月1日以降からの「シスター制度」グループに適用。過去の実績には適用いたしません。

認定校の下で講師となった人が講座を開講し受講生を獲得した場合、そのメンターである認定校に本部からインセンティブが支払われます。

◆受講生1名分のテキストが購入されるたびに右表にあるインセンティブが発生する。

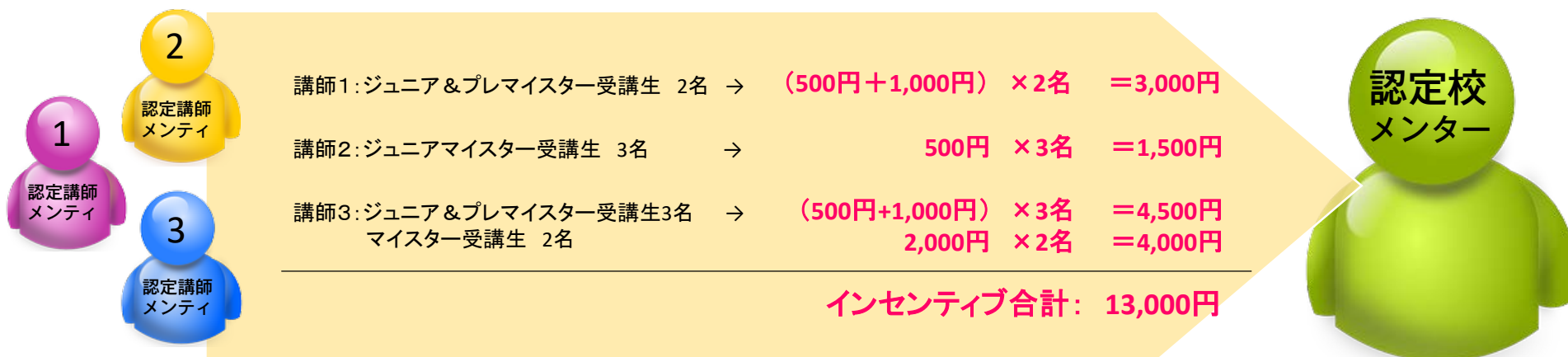
・算出方法：受講者数× → テキスト購入数○

◆支払いサイト 未締めの翌月末支払い(1か月サイト)

◆インセンティブの支払い締め日前にメンター変更申請が認可された場合は、変更後の認定校にインセンティブが支払われる。

講座種別	テキスト代金	インセンティブ
ジュニアマイスター	5,000	500
プレマイスター	15,000	1,000
マイスター	40,000	2,000
グランマイスター	80,000	4,000

〈インセンティブ支払い例〉 あるメンター制グループの認定講師(メンティ)1か月の講座開講実績が以下のような場合。



### 【留意点】

インセンティブの算出については、①ショップからのテキスト購入数量が本部で確認できること。②受講生の受講後の「受講修了メール」が必ず本部に届くこと。この2つのデータが本部で確認できなければ、インセンティブは正しく算出されません。そのようなことが無いように、必ず認定校は認定講師に対して、講座開講の手順や受講生誘導に関する指導を行ってください。

## 【④メンターである認定校の講座収益率の拡充】

講座開講時のテキスト代金を「認定校」は通常を受講料50%から40%に改定する。→認定校収益に還元

### 現講座収益システム

資格講座	受講料	テキスト代	認定講師利益
		既定 50%	既定 50%
ジュニアマイスター	10,800	5,400	5,400
プレマイスター	32,400	16,200	16,200
マイスター	86,400	43,200	43,200
グランマイスター	172,800	86,400	86,400

2017年度改訂後

2017年度改訂収益システム（適用されるのは認定校。認定講師は従来通りの50%です。）

資格講座	受講料	テキスト代	認定校利益	改定前・後の差額
		改定後 40%	改定後 60%	
ジュニアマイスター	10,800	4,320	6,480	+1,080
プレマイスター	32,400	12,960	19,440	+3,240
マイスター	86,400	34,560	51,840	+8,640
グランマイスター	172,800	69,120	103,680	+17,280